

令和6年3月25日

申請者の皆様へ

「実務経験による監理技術者の資格取得のための国家資格等」の追加について（電気通信工事業）

令和3年12月27日に建設業法施行規則の一部が改正され、電気通信工事業における主任技術者の要件を満たす者が追加されました。

これに伴い、実務経験による監理技術者の資格区分「□」（国家資格等を有している者）に下記のとおり追加され、令和6年4月以降に申請が可能となることをお知らせします。

<追加内容>

「電気通信工事業」の監理技術者資格の要件として、電気通信事業法の規定における「工事担任者資格者証の交付を受け、所要の実務経験を有する者」が追加されました。

該当する工事担任者の要件	監理技術者の資格要件
（令和3年4月以降） 第一級アナログ通信および第一級デジタル通信の両方の工事担任者資格者に合格 し、両方の工事担任者資格者証の交付を受けた者	工事担任者資格者証の交付を受けた後、電気通信工事に関して3年以上の実務経験を有する者、また、電気通信工事業に係る工事で発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額※以上であるものに関し2年以上の指導監督的実務経験を有する者
（令和3年4月以降） 総合通信の工事担任者に合格 し、工事担任者資格者証の交付を受けた者	

※平成6年12月28日以降は4,500万円

注意：上記資格において、令和3年3月以前の旧資格による合格者は対象となりません。

上記に該当する場合は、監理技術者実務経験証明書の資格区分（□）に資格名、交付番号を記載し、工事担任者資格者証のコピーをご提出してください。また、養成課程修了証明書または総務大臣認定書等の写しの提出もお願いすることがありますので予めご了承ください。

お問い合わせ先
（一財）建設業技術者センター 管理部
電話：03-3514-4711